保証委託契約の連帯保証人確約書

ジェイリース

保証会社：ジェイリース株式会社御中

承認通知書番号	JL－		※承認通知書左上記載の番号をご記入ください。		い０７
保証開始日	20　　年　　月　　日	入居区分 どちらかご選択ください	単身入居	複数入居	
契約プラン					
初回保証料	円	継続保証料	円/年	毎月保証料	円/月

賃貸物件	所在地	（〒　　-　　）			
	名称				号室
	月額総賃料内訳	月額総賃料			
		家賃		駐車場	
		共益費		町（区）費	
		管理費		水道費	
		（　　）		（　　）	
	預入金内訳	預入金合計			
		敷金		保証金	
		（　　）			
賃借人	現住所	（〒　　-　　）			
	氏名	フリガナ			

連帯保証人さまの保証限度額	契約時の月額総賃料 × 24ヶ月分

私は、貴社と上記賃貸の賃借人との間で別紙保証委託契約書記載の内容で成立した保証委託契約（以下「原保証委託契約」という。）に基づき当該賃借人が貴社に対し負担する一切の債務（本件保証契約締結の前後を問わない）につき、別紙保証委託契約書記載の内容で当該賃借人と連帯して保証します。

1. 私は、原保証委託契約第13条（財産状況の説明）の内容を賃借人から説明を受け、財産状況を理解し、確認の上本確約書を締結します。（事業プランもしくは法人契約に限る）
2. 私と貴社との間の求償関係について下記の点を確認します。
   ① 私は、賃借人と連帯して貴社に対して原保証委託契約に基づく賃借人の一切の債務を保証するものとします（私は、貴社に対し負担割合を主張できません）。
   ② 私が、賃借人の負担する賃料等の債務を賃借人に代わり賃貸人に弁済した場合でも、私はそれにつき貴社に求償することはできないものとします。
3. 私は、貴社と上記賃貸の賃借人との間で成立した原保証委託契約書における私の保証限度額（極度額)は、次のＡ（極度額）記載のとおりであることに同意します。また保証債務の履行に関する次のＢの内容に同意します。
   Ａ．（極度額）……保証極度額は、原保証委託契約締結時の月額総賃料の24ヶ月分とする。
   Ｂ．私から賃料等の支払があった場合、賃料等支払約定日までに遅滞なく支払をした場合は保証債務の履行とみなさない。
4. 私は、別紙保証委託契約書の連帯保証人欄への署名、押印にかえて本確約書へ署名、押印します。また、私の本人確認書類として、印鑑証明書を1通添付します。

追加連帯保証人の場合の説明　**20**＿＿**年**＿＿＿**月**＿＿＿**日**現在における賃借人の貴社に対する求償債務等(違約損害金、手続費用を含む)は、**金**＿＿＿＿＿＿＿＿**円**です。

連帯保証人	上記内容及び裏面条文を確認の上、直筆でご署名ください。押印は実印をご捺印ください。		
ご署名日	20　　年　　月　　日		
現住所	フリガナ （〒　　-　　）		
氏名	フリガナ		実印
生年月日	年　　月　　日	連絡先（電話番号）	-　　-

©J-LEASE CO.,LTD. 202112
尚、本紙原本は保証会社が保管するものとし連帯保証人は表裏コピーの上大切に保管してください。

保証委託契約（賃借人、ジェイリース間契約）

賃借人（以下「甲」という）と連帯保証人（以下「乙」という）が、甲と賃貸人（家主代理人を含む。以下「賃貸人」という）との賃貸借契約（以下「原契約」という）に基づき、ジェイリース株式会社（以下「保証会社」という）と締結する保証委託契約（以下「本契約」という）は下記の通りとする。

第1条　本契約の申込及び締結の前提条件

本契約の申込及び締結については、保証会社と業務協定を締結している協定不動産会社（以下「協定業者」という）を介するものとする。

第2条　保証開始時期

保証は表面記載の保証開始日より開始するものとする。但し、保証開始日が到来しても、協定業者が保証料を受領し、かつ、保証会社が保証委託契約書を受領するときまでは保証は開始しない。

第3条　保証限度額

⑴住居・駐車場・TRC・学生プランの場合、賃料・共益費・管理費・駐車場・町区費・水道料・光熱費・消費税・その他毎月賃料と共に支払われる費用（以下「月額総賃料」という）の24ヶ月分とする。

⑵保証料一括支払型契約（以下「Jサポート」という）については、店舗・事務所等の事業用プランの場合、月額総賃料の4ヶ月分とする。

⑶保証料毎年支払型契約（以下「Jウイング」という）については、店舗・事務所等の事業用プランの場合、月額総賃料の6ヶ月分とする。

⑷本契約の保証期間内において、賃料変更及び消費税率の変更等により月額総賃料が変更になった場合であっても、本条⑴から⑶で定める保証限度額は変更しない。

第4条　保証内容

保証会社は、原契約に基づき甲が賃貸人に負担する金銭債務のうち、本契約の第3条保証限度額の範囲内において以下の範囲を保証する。但し、本契約の免責条項に該当する場合にはその責を免れるものとする。

⑴月額総賃料の滞納分。原契約が解除・その他の理由で終了した後、甲による賃貸物件の明渡し完了までの賃貸物件の使用に基づく月額総賃料1ヶ月分相当の賃料相当損害金。但し、表面に記載され、かつ、本契約所定の手続を経て、賃貸人より保証会社に通知された滞納分に限る。

⑵退去時の修繕費・ハウスクリーニング・畳表替・カギ交換費用・残置物撤去費用・ゴミ処理費用等（以下「退去費用」という）の合計が月額総賃料の最大2ヶ月分相当額。但し、甲が支払義務のあることを認め、承諾したものに限るものとし、原状回復については、国土交通省住宅局が平成23年8月に発行した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（その後の変更・改定等を含む）に準じて、甲が負担するべきことに合理性があると保証会社が判断した場合に限る。

⑶早期解約違約金は、住居用プランに限ることとし、1年未満の解約は月額総賃料の最大2ヶ月分相当額、2年未満の解約は月額総賃料の最大1ヶ月分相当額。但し、甲自ら退去する場合であって、かつ、原契約の条項において、早期解約違約金の項目が明記され、甲が支払義務を認め、承諾し署名しているものに限る。

⑷甲の債務不履行による明け渡しまでに要した費用。原契約解除から表面記載の賃貸物件（以下「本物件」という）の明け渡しまでに要した通知・支払督促・訴訟その他法的手続に必要な費用（訴訟代理人費用を含む）として保証会社が認めたもので、賃貸人が支出した費用。

⑸賃貸借更新料並びに管理会社が徴収する事務手数料であることを甲において了解している更新事務手数料。但し、原契約の条項において、その項目が明記され、甲が支払義務を認め、承諾し署名しているもので保証会社が適法なものと認めたものに限るものとし、法定更新時の更新料及び更新事務手数料については同様とする。

⑹解約予告通知義務違反による違約金・損害金の合計につき月額総賃料の最大1ヶ月分相当額。但し、甲自ら退去する場合であって、かつ、原契約の条項において、解約予告通知義務及び違約金ないし損害金の項目が明記され、甲が支払義務を認め、承諾し署名しているものに限る。なお、TRCに関しては本項の適用対象外とする。

⑺保証会社は、以下の①から⑧等、本条⑴から⑹を除く債務についてはその責を負わない。また、事業用借地（貸地）契約の場合、本条⑵から⑹の債務についてもその責を負わない。但し、保証会社が承諾した場合はこの限りではない。

①敷金・保証金・礼金その他名称の如何を問わず、甲が本物件入居に際して賃貸人に支払う費用。同費用を賃貸人との間で分割にて支払う合意がなされた場合の分割金も同じ。

②次条において定める甲が毎月支払うべき毎月保証料の支払いを、3ヶ月連続して支払わないため、また保証開始日以後1年経過するごとに甲が支払わなければならない継続保証料を甲が支払期日を経過しても支払わないため、保証会社が甲に代わって賃貸人に支払う月額総賃料の弁済を、保証会社において停止した場合。

③天災・地震・戦争・疫病等不可抗力により生じた損害。

④火災・ガス爆発・自殺等甲及びその関係者の故意・過失により生じた損害。

⑤甲が、本物件の瑕疵を理由に、月額総賃料又は退去費用（以下、月額総賃料と退去費用をまとめて「賃料等」という）の支払を履行せず訴訟等の紛争に至った場合において、その期間中の賃料等債務等。

⑥保証会社において、保証会社の求償権が得られないと判断した場合。

⑦賃料等の遅延損害金。

⑧甲が死亡した場合で、相続人が本契約を承継しない場合。

第5条　保証料

⑴甲は、保証会社に対し、本契約締結時に、表面記載の初回保証料を支払わなければならない。

⑵Jウイングについては、甲は、保証会社に対し、表面記載の初回保証料を本契約締結時に支払うとともに、表面記載の保証開始日以後1年経過するごとに表面記載の継続保証料を保証会社の指定した方法並びに期日内に支払わなければならない。

⑶保証料毎月支払型契約（以下「Jフラット」という）については、甲は、保証会社に対し、表面記載の初回保証料を本契約締結時に支払うとともに、表面記載の保証開始日以後毎月、表面記載の毎月保証料を、保証会社の指定した方法並びに期日内に支払わなければならない。

⑷保証料毎月毎年支払型契約（以下「Jウイングフラット」という）については、甲は、保証会社に対し、表面記載の初回保証料を本契約締結時に支払うとともに、表面記載の保証開始日以後毎月表面記載の毎月保証料を及び1年経過するごとに毎年表面記載の継続保証料を、保証会社の指定した方法並びに期日内に支払わなければならない。

⑸本契約が保証期間満了前に終了した場合、又は保証期間内に表面記載の月額総賃料が減額された場合、又は解約された場合であっても、本条⑴⑵⑶⑷により支払った保証料は返還されない。

第6条　本契約の期間・更新及び解約

⑴保証開始日より、1年間とする。

⑵期間満了日までに賃貸人の承諾を得て甲より保証会社に対して解約の申し出がない場合は、さらに1年間自動更新するものとし、その後も同様とする。

⑶甲が賃貸人及び保証会社に賃料等の滞納が無く本物件を明け渡して、原契約が終了した場合は、退去日をもって本契約は終了する。

⑷賃貸人と保証会社との間の保証契約が終了となった場合は、本契約は当然に終了する。但し、同終了時点において既に発生している求償権に関する権利義務（保証会社と乙との間の権利義務も含む）については、本契約に従う。

⑸甲が法人である場合で甲が解散したときは、本契約は当然に終了する。

⑹甲が本物件につき、原契約上の地位を第三者に移転した場合は、本契約は当然に終了する。

⑺原契約に基づく賃借権の譲渡・転貸等がなされた場合、又は本物件の占有者に追加並びに変更等があった場合は、本契約は当然に終了する。但し、事前に賃貸人及び保証会社の承諾がある場合はこの限りではない。

⑻原契約の物件や甲・乙等の内容に変更があった場合は、変更日をもって本契約は当然に終了する。

⑼賃料の変更について賃貸人から保証会社に3ヶ月以上通知しなかったときは、保証会社は本契約を解除することができる。

⑽甲が死亡した場合は本契約は、当然に終了する。但し、相続人が本契約を継承した場合はこの限りではない。

⑾甲は、電気・ガス・水道の利用状況、郵便物の状況等から2ヶ月以上甲が原契約の本物件に居住していないと保証会社において合理的に認められるにもかかわらず、保証会社から甲に対し連絡が取れないときは、本契約及び原契約にかかる保証会社と賃貸人との保証契約は、保証会社が、賃貸人に対し、本契約及び保証契約終了の通知を発したときに、当然に終了することに同意する。

第7条　代位弁済及び求償権の行使

⑴甲が、賃料等の全部又は一部の支払を怠り、保証会社が賃貸人より求められた場合、保証会社は甲に何ら通知なく、代位弁済できる。

⑵保証会社は、代位弁済によって甲に対し求償権の行使ができる。

⑶保証会社の代位弁済の実行は、賃貸人より甲に対する債務不履行等を原因とする原契約の解除を妨げるものではない。

⑷本契約終了時に保証会社に求償権が残っている場合は、本条⑵の効力は存続する。

⑸賃貸人と甲との間で、賃料等の支払いに関して争いがある場合は、保証会社は当該賃料の代位弁済を停止することができる。なお、保証会社は、支払いを停止した当該賃料の代位弁済債務につき、当該賃料の支払い期日から6ヶ月を経過すると、その支払いの責を免れるものとする。

第8条　事前求償

⑴甲に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、保証会社は、保証債務の履行前であっても、甲に対し事前に求償権を行使することができる。

①原契約又は、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

②所在不明と判断した場合。

③破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

④業の廃止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

⑤前①②③④各号のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

⑵保証会社が、前項により甲に対して求償権を行使する場合には、甲は、民法461条に基づく抗弁権を主張できない。但し、保証会社が事前求償権を行使する場合、甲は賃貸人に弁済をする事ができ、その弁済がなされた場合は、これに対応する事前求償権は消滅する。

第9条　甲の支払拒否

⑴甲は、原契約に基づく賃料等の支払を履行しないことにつき、正当な事由が存する場合には、賃料等支払約定日の前日までに、保証会社に対して、賃料等を支払わない旨及びその理由について書面により通知しなければならない。

⑵甲が、本条⑴の通知を正当な理由なく怠った場合で、保証会社が代位弁済を行ったときは、甲は保証会社の求償権の行使を拒むことはできない。

第10条　求償債務の履行

保証会社が代位弁済を行った場合には、甲は、直ちに保証会社が支払った代位弁済金及び代位弁済1回につき2,700円（消費税別）の代位弁済手続費用を保証会社に支払わなければならない。

第11条　支払の優先順位

⑴返済金の充当順位は、保証料・代位弁済手続費用・代位弁済金の順で充当する。但し、保証会社が別途判断した場合にはこの限りではない。

⑵甲は、保証会社による代位弁済が実行された場合は、完済に至るまで、保証会社に対する保証料・代位弁済手続費用・代位弁済金・賃貸人に対する賃料の順で支払うものとする。但し、保証会社が別途判断した場合にはこの限りではない。

⑶甲は、保証会社に対する返済金の支払については、保証会社の指定する支払方法によって支払うものとする。但し、振込手数料等は甲の負担とする。

第12条　調査及び通知義務

⑴甲又はZは、保証会社が有する債権の保全上必要とされる場合、甲又はZの本籍地を記載する住民票・戸籍謄（抄）本の附票及び除票・除籍謄本等を取得することに承諾し、それに関する全ての権限を保証会社に委任する。

⑵甲又はZは、甲又はZにおいて第三者から債権の法務手続き又は、自ら申し立てを行った場合、直ちに保証会社に連絡しなければならない。

⑶甲又はZは、不渡り事故・支払不能又は死亡した場合は、直ちに保証会社に対して連絡しなければならない。

⑷甲又はZは、原契約の内容に変更があった場合には、速やかに保証会社にその旨を書面にて通知しなければならない。

⑸甲は、甲の緊急連絡先に変更があった場合には、直ちに保証会社にその旨を書面にて通知しなければならない。

⑹賃貸人又は保証会社が、契約上必要な事柄を甲に通知又は連絡する必要が生じた場合、連絡もしくは通知が不能又は著しく困難な場合は、甲の緊急連絡先に郵送・ファクス・伝言等による通知をすることで、通知に代えることができる。

第13条　財産状況の説明

表面記載の事業プラン、もしくは甲が法人の場合、甲及びZは、次に掲げる事項について、甲は正しい内容をZに説明し、Zはその説明を受けたことを相互に確認する。

⑴甲の財産及び収支の状況。

⑵原契約及び本契約から生じる債務以外に甲が負担している債務の有無、並びにその額及び履行状況。

⑶原契約及び本契約から生じる債務の担保として、他にも提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容。

第14条　反社会的勢力の排除

保証会社は、甲又はZが次のいずれかの項に反する場合に、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。また、これにより損害が生じた場合は、甲が賠償するものとする。

⑴甲及びZ（甲あるいはZが法人の場合は、代表者・役員、又は実質的に経営を支配する者を含む）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。

①暴力団

②暴力団員

③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

④暴力団準構成員

⑤暴力団関係企業

⑥総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

⑦その他前各号に準ずるもの

⑵甲及びZは、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないこと。

①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係

②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係

③反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関係

④その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

⑶甲及びZは、保証会社に対して、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこと。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計又は威力を用いて保証会社の信用を毀損し、又は保証会社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

第15条　賃借人から連帯保証人への委託

甲は、本契約において、乙に対し下記各項の権限を委託し、乙はこれを受託するものとする。

⑴賃料等の支払を3ヶ月以上怠り、又は度々遅滞し、賃貸人の催告によってもその支払をしないとき等甲に債務不履行が生じている場合において甲・賃貸人間の原契約を解約する権限。

⑵賃料等の支払を3ヶ月以上怠り、又は度々遅滞し、賃貸人の催告によってもその支払をしないとき等甲に債務不履行が生じている場合において賃貸人から甲に対する原契約の解除を承諾する権限。

⑶前⑴⑵各項の事由が存する場合における本物件明渡し・室内確認立会い・原状回復費用の価格決定の承諾等の権限。

第16条　本契約の解除及び本物件明渡し事項

甲が次の各項いずれかに該当したときは、保証会社は、直ちに本契約を解除することができる。また、甲は本物件を明け渡すことを保証会社に約束する。

⑴原契約又は、本契約の各条項に違反し、保証会社から相当の期間を定めて催告されたにもかかわらず是正されないとき。但し、第17条1項に関わらず、第5条2項及び4項に定める継続保証料、もしくは第5条3項及び4項に定める毎月保証料を支払わなかった場合には、保証会社は、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。なお、前記の継続保証料及び毎月保証料を、賃貸人が賃借人に代わって保証会社へ支払うことは妨げない。

⑵第14条に該当したとき。

⑶甲又はその関係者が本物件・共有部分、その他本物件の近隣において暴力団又は反社会的組織の威力を背景に乱暴な言動をして、他の入居者・管理者・出入者等に迷惑・不安感・不快感を与えたとき。

⑷暴力団員・反社会的組織以外の者が甲である場合でも本物件内に暴力団構成員・同準構成員・反社会的組織委員等を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

⑸期間の長短・賃貸物件の全部・一部を問わず、甲が、本物件を転貸したり、有償の宿泊契約（民泊契約）等を締結したり、これら契約締結のためのインターネットサイトへの情報提供を含む広告宣伝等を行ったり、民泊業者としての届出・登録等を行った場合、保証会社は、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。また保証会社は、甲が転貸したり民泊契約を締結している間、保証の責を負わない。

⑹甲は、保証会社による⑸の解除・免責について何らの異議も述べることはできない。

⑺その他甲の信用状況が著しく悪化したとき。

第17条　債権譲渡

⑴甲は、本契約に基づき、保証会社が代位弁済した時は、甲が賃貸人に負担する一切の債務の支払いに充てるため、甲が賃貸人に預入金した敷金・保証金その他の金員の返還請求権を保証会社に譲渡するものとする。

⑵甲は、前項に基づく債権譲渡について、賃貸人に対して行う債権譲渡通知の権限を保証会社に付与するものとし、保証会社の承諾がない限り、この債権を減額・消滅させてはならない。

⑶甲又はZは、本契約に基づく保証会社の債権が保証会社の指定する金融機関等に譲渡されても異議を申し立てることができない。

第18条　返還資金による弁済

保証会社が第17条1項の債権譲渡に基づき、甲から譲り受けた債権の弁済期が到来した場合は、本契約に基づく債務の弁済期到来の有無にかかわらず、甲に通知することなく、保証会社において賃貸人から譲受債権に基づく返還資金等を直接受領し、本契約の債務の弁済に充当することができるものとする。

第19条　連帯保証人

⑴Zは、甲と連帯して、保証会社に対して本契約に基づく甲の一切の債務を保証するものとする（Zは、保証会社に対し、負担割合を主張できない）。なお、Zが死亡した場合、Zが保証する元本が確定し元本確定後の甲の求償債務についてはその責を負わない。

⑵Zが、甲の負担する賃料等の債務を甲に代わり賃貸人に弁済した場合でも、Zはそれにつき保証会社に求償することはできないものとする。

⑶Zは本契約が更新された場合も本条と同じ責任を負う。また、原契約終了の事由にかかわらず、原契約と同一の賃貸人、賃借人、賃貸物件についての賃貸借契約（以下「新賃貸借契約」）が、原契約終了後引き続き継続し、同契約について保証会社が賃貸人に対して保証会社となる場合は、Zは新賃貸借契約の家賃保証委託契約の連帯保証人として甲が保証会社に対して負担する一切の債務を、甲と連帯して支払う責を負う。

⑷甲は、保証会社がZの信用状況が悪化したと判断した場合、保証会社の要求に応じて、Zに代わる、又は、Zと並ぶ連帯保証人を付さなければならない。

⑸本契約に基づきZが保証会社に対し保証する保証限度額は、本契約時の月額総賃料の24ヶ月分とする。

⑹Zから賃料等の支払があった場合、賃料等支払約定日までに遅滞なく支払をした場合は保証債務の履行とみなさない。

第20条　連帯保証人に対する請求等が主たる債務の時効消滅に与える影響

保証会社のZに対する支払請求等（催告・支払督促・訴訟提起・調停申立を含むがこれに限らない。）は、消滅時効の完成に関し、民法の規程にかかわらず、被請求者であるZの保証会社に対する債務のみならず、甲及び被支払請求者以外の本契約にかかる連帯保証人の保証会社に対する債務についても、時効の完成を猶予させ又は時効の進行を更新する効力をもつものとする。

第21条　入居者の連帯債務

甲と入居者が異なる場合は、契約成立後、甲は、入居者に本契約より生じる一切の債務について、甲と連帯して債務を負担させるものとする。原契約の更新に伴い、本契約が更新された場合も同様とする。

第22条　明渡し後の残置物処分

⑴原契約が解除された後、甲が本物件の明渡しを完了し、又は甲が本物件の占有を放棄した後に本物件内に動産類がある場合には、保証会社はこれを所定の場所に保管し、保管開始後1ヶ月以上経過したときは、保証会社は甲に事前に通知することなくこれを処分又は譲渡できるものとする。

⑵前項に関して発生する費用は甲の負担とする。

第23条　定期借家の特約

原契約が定期建物賃貸借（本条において「旧契約」という）であり、賃貸借期間満了後継続して本物件に新たな賃貸借契約（本条において「再契約」という）が締結される場合、賃貸人が再契約の賃貸借契約書を旧契約の終了の15日以上前までに保証会社に対して提出し、かつ、甲乙及び保証会社が旧契約の終了までに他の契約当事者に対していずれも異議を述べなかった場合は、再契約を原契約として本契約と同内容の保証委託契約及び保証契約が当然に締結されるものとする。

第24条　本契約に基づく個人情報の提供・登録・利用に関する同意

甲及びZは、本契約に基づく個人情報の提供・登録・利用に関して、別紙の「個人情報及び法人情報の取扱に関する同意書」及び別記の「個人情報及び法人情報の取扱条項」に同意する。

第25条　管轄裁判所の合意

本契約に関する訴訟その他の法的手続きについては、保証会社の本社、又は支店の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第1審の専属合意管轄裁判所とする。

第26条　規程外事項

本契約に定めのない事項については、関係法令及び慣習に従うものとし相互に信義を重んじ誠実に協議するものとする。

©J-LEASE CO.,LTD. 202112

尚、本紙原本は保証会社が保管するものとし連帯保証人は表裏コピーの上大切に保管してください。